

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月10日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県条例第45号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
[略]		[略]	
18 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及び造成面積が4ヘクタールを超える宅地造成に係るものを除く。）	[略]	18 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及び造成面積が4ヘクタールを超える宅地造成に係るものを除く。）	[略]
(1) 法第8条第1項の宅地造成の工事の許可		(1) 法第8条第1項本文の宅地造成の工事の許可	
(2)・(3) [略]		(2)・(3) [略]	
(4) 法第12条第1項の工事完了の検査		(4) 法第12条第1項の変更の許可	
(5) 法第12条第2項の検査済証の交付		(5) 法第12条第2項の軽微な変更の届出の受理	
(6) 法第13条第1項の許可の取消し		(6) 法第13条第1項の工事完了の検査	
(7) 法第13条第2項の工事の施行の停止その他の措置の命令		(7) 法第13条第2項の検査済証の交付	
(8) 法第13条第3項の宅地の使用禁止その他の措置の命令		(8) 法第14条第1項の許可の取消し	
(9) 法第13条第4項の工事の施行の停止命令及び作業の停止命令		(9) 法第14条第2項の工事の施行の停止その他の措置の命令	
(10) 法第13条第5項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の措置及び公告		(10) 法第14条第3項の宅地の使用禁止その他の措置の命令	
(11) 法第14条第1項から第3項までの届出の受理		(11) 法第14条第4項の工事の施行の停止命令及び作業の停止命令	
(12) 法第15条第2項の措置の勧告		(12) 法第14条第5項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）の措置及び公告	
(13) 法第16条第1項及び第2項の改善の命令		(13) 法第15条第1項から第3項までの届出の受理	
(14) 法第17条第1項の立入検査		(14) 法第16条第2項の措置の勧告	
(15) 法第18条の報告の徴収		(15) 法第17条第1項及び第2項の改善の命令	
[略]		(16) 法第18条第1項の立入検査	
		(17) 法第19条の報告の徴収	
		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 30 号）の施行の日から施行する。